

木質バイオマス利活用推進対策事業（新規）

【平成19年度概算決定額 86,560(0)千円】

事業のポイント

木質バイオマスの一層の利用推進を図るため、木質バイオマスを総合的に利用するモデルを構築するほか、木質ペレットの規格化等を行います。

- ・ 木質バイオマス発生量（約3,120万m³ 平成17年）のうち約1,840万m³を既に利用。
- ・ 未利用材の有効利用による木質ペレットの製造施設が、3施設（平成12年）から平成17年には25施設に増加。

政策目標

- ① 全国の3箇所においてモデルの構築を行い、その波及効果を含めて、林地残材等を利用した木質バイオマスを利活用するシステムを平成27年度までに全国の10地域で構築
- ② 木質ペレットの規格化により、利用者の利便性を高め、木質ペレットの需要を拡大

<内容>

バイオマス利用に関する技術を有する民間企業等から提案された新たな取組を実践し、木質バイオマスを総合的に利用するモデルの構築を図るほか、木質ペレットの規格化等を行います。

① 木質バイオマス利活用地域モデル実践

ア 木質バイオマス資源の総合利用モデルの構築に取り組む団体の公募や応募団体の審査等を行うとともに、モデル構築の進行管理等を行います。

【定額】

イ 公募により選定された団体が行う木質バイオマス資源の総合利用モデルを構築する取組（林地残材の利用を中心に、実稼働している施設を活用した実証試験等）を支援し、木質バイオマス資源を総合利用するモデルの確立を行います。

【補助率1/2】

② 木質ペレット利用推進対策

木質ペレットと利用装置との適応性の調査や木質ペレットの規格化を行うとともに、木質ペレットを使用する意義等についての普及活動を行います。

【定額】

<事業実施主体>

民間団体、木質バイオマス利活用モデルの構築に取り組む団体（①のイのみ）

<事業実施期間>

①平成19年度～23年度（5年間）

②平成19年度

[担当課：林野庁木材利用課]